

7 章 居住誘導区域の設定

7-1 居住誘導区域設定の考え方

居住誘導区域は、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営が効率的に行われるよう定めるべきとされており、設定の考え方は都市計画運用指針（第 11 版、令和 3 年（2021 年）11 月）において示されています。

以上を踏まえ、居住誘導区域の設定にあたっては、以下の点を考慮します。

【居住誘導区域設定において考慮する点】

- 土地利用の基本方針（都市計画マスタープランに示される土地利用方針）で、居住の用に適するとしている地域
- 人口の集積（現在や将来の人口密度）状況
- 災害ハザード
- 守るべき緑（市街地に残る農地（生産緑地）や緑地）の存在

7-2 居住誘導区域の設定

1) 土地利用の基本方針

市街化区域のうち、一般の居住の用に適する地域を居住誘導区域の候補とします。

2) 人口の集積

社人研の推計に準拠して算出した令和 27 年（2045 年）における小地域ごとの人口密度より、市域の内陸部で、居住地のない地域や主に緑地（浜寺公園や鴨公園等）以外は、概ね 40 人/ha 以上となり、一定の人口密度が維持されることから、市街化区域の内陸部を居住誘導区域の候補とします。

3) 災害ハザード

国の指針とされている、居住誘導区域を決める際に考慮する必要のある災害区域としては、本市の場合、洪水による「浸水想定区域」が指定されています。また、津波災害警戒区域は指定されていませんが、「津波浸水想定」が大阪府の調査により設定されているほか、芦田川沿川において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）による家屋の倒壊・流出をもたらすおそれがあります。

これらの区域は、他の区域より災害のおよぶ可能性が高いものの、高石市国土強靱化地域計画や高石市地域防災計画において災害予防対策がうたわれているほか、本計画第5章に防災指針を定めています。立地適正化計画の手引き（国土交通省）や大阪府における水災害リスクを踏まえた「居住誘導区域の設定の目安」に基づいて、災害リスクの高いエリアについて、居住誘導区域へ含める考え方と含める場合の対応を示しています。

本計画では、防災指針におけるソフト・ハード両面から防災・減災に取り組むことを基本として、「居住誘導区域の設定の考え方」に示す通り、災害ハザードのエリアは居住誘導区域に含めることとします。

（1）災害リスクを踏まえた居住誘導区域設定の考え方

国土交通省と大阪府の考え方を踏まえた上で、本市における居住誘導区域の災害リスクを踏まえた区域設定の考え方を以下にとりまとめます。

①立地適正化計画の手引きにおける区域設定の考え方

- 災害リスクの高い地域は、新たな立地抑制を図るため、居住誘導区域からの原則除外を徹底します。
- 居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、立地適正化計画に防災指針を定め、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組みます。

【立地適正化計画の手引き（国土交通省）における区域設定の考え方】

災害 リスク	区域設定の考え方
洪水	○多段階の発生頻度におけるハザード情報を活用 ○浸水深と合わせて家屋倒壊等氾濫想定区域等の情報を確認 ○人的被害のリスクの程度を浸水深から検討（3m以上を目安）
土砂災害	○土砂災害特別警戒区域（レッド）は原則として含まない ○土砂災害警戒区域（イエロー）は総合的に勘案し、適切でない判断される場合は、原則含まないこととすべき
高潮	○浸水深だけでなく、浸水継続時間の情報にも留意が必要 ○過去の被害情報を確認

②大阪府域における水災害リスクの特性を踏まえた居住誘導区域設定の目安

【基本的な方向性】

- 大阪は既成市街地を中心に水災害リスクのある地域が広範囲に分布していることから、**防災・減災対策によりリスクを軽減しつつ、一定のリスクがあることを認識し、受け止めた上でまちづくりを進める**ことを基本とします。
- 一方で、リスクが高く居住や都市機能の立地を避けるべき地域については、都市的土地利用や居住を誘導しないこととします。

【区域設定に関する基本的な考え方】

- ①人命に関わるような深刻な被害につながる可能性が高いリスクで、その発生頻度が高いエリアは、居住誘導区域に含めません。
- ②居住誘導区域におけるリスクのある地域は、防災指針を策定して対応します。

【居住誘導区域に含めないエリアの目安】

災害 リスク	大阪府域における人命に関わるような深刻な被害につながる 可能性が高く、居住誘導区域に含めないエリアの目安
洪水	○計画規模降雨における浸水深 3m 以上の区域 ○計画規模降雨における家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） ○家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）
土砂災害	○土砂災害特別警戒区域（レッド） ○土砂災害警戒区域（イエロー）は、総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、原則含まない。
高潮	○府域に対象なし

③高石市における居住誘導区域の区域設定の考え方

国と府の考え方に基づき、本市における居住誘導区域の区域設定の考え方を以下に示します。

【居住誘導区域の区域設定の考え方】

災害リスク	大阪府域における人命に関わるような深刻な被害につながる可能性が高く、居住誘導区域に含めないエリアの目安	高石市における対象地域の有無	対応
洪水	○計画規模降雨における浸水深3m以上の区域	本市に 対象なし	—
	○計画規模降雨における家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	本市に 対象なし	—
	○家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	芦田川沿いにあり	芦田川に沿って線状に分布しており、エリア（面）を線で分断することは、生活圈域を分断するため、居住誘導区域の除外の対象とせず、防災指針の取組施策で対応する。
土砂災害	○土砂災害特別警戒区域（レッド）	本市に 対象なし	—
	○土砂災害警戒区域（イエロー）は、総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、原則含まない。	本市に 対象なし	—
高潮	○府域に対象なし	人命に関わるような深刻な被害につながるエリアはなし	—
津波	○府域に対象なし	本市に 対象なし	—

4) 守るべき緑

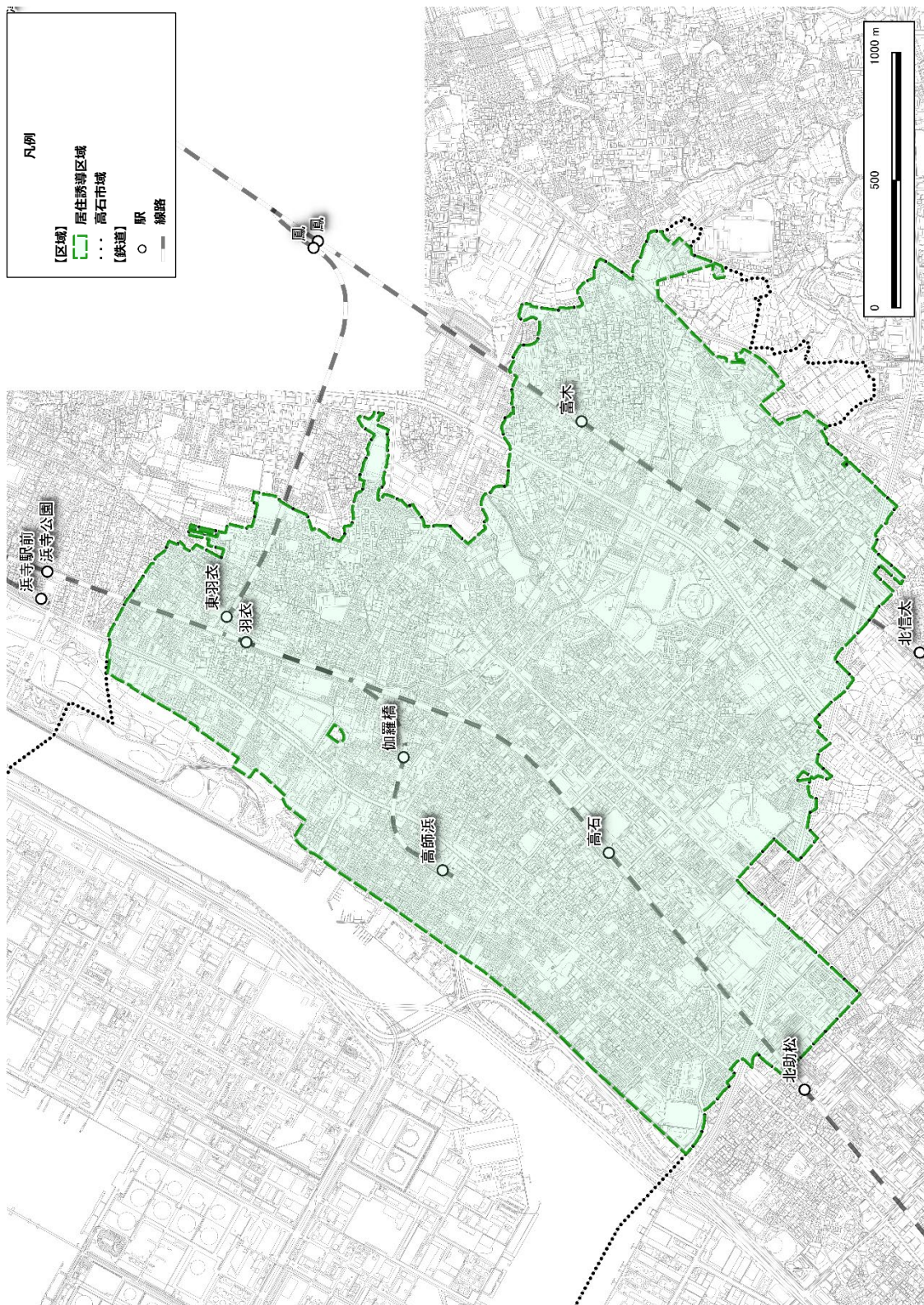
国の指針では、保安林の区域は居住誘導区域に設定できないとされているため、大鳥羽衣濱神社の一部である風致保安林の範囲は、居住誘導区域から除外します。

また、生産緑地や都市公園として緑地が担保されているところについては居住誘導区域から外しませんが、浜寺公園については一定のまとまりのある緑地であるため居住誘導区域から外す方向で検討します。

5) 居住誘導区域の設定

以上から次の区域を居住誘導区域として設定します。

【居住誘導区域図】



8 章 誘導施策の設定

8-1 誘導施策の考え方

立地適正化計画には、都市機能誘導区域内に都市機能の誘導を図るために、財政上、金融上、税制上の支援施策等を記載することができます。これらの施策については、国等が直接行う施策、国の支援を受けて市町村が行う施策、市町村が独自に講じる施策に大別することができます。

○居住誘導区域内に居住を誘導するために市町村が講ずる施策（都市再生特別措置法§81②）

居住誘導区域内の居住環境の向上、公共交通の確保等、居住の誘導を図るために、財政上、金融上、税制上の支援措置等を記載することができます。

○国の支援を受けて市町村が行う施策

- 居住者の利便の用に供する施設の整備
例）都市機能誘導区域へアクセスする道路整備 等
- 公共交通の確保を図るため交通結節機能の強化・向上 等 例）バスの乗換施設整備

○市町村が独自に講じる施策

- 居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置
例）家賃補助、住宅購入費補助 等
- 基幹的な公共交通網のサービスレベルの確保のための施策 等
- 居住誘導区域外の災害の発生のおそれのある区域については、災害リスクをわかりやすく提示する等、当該区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置
- 都市のスポンジ化対策のための制度活用

○都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずる施策（都市再生特別措置法§81②③）

都市機能誘導区域内に都市機能の誘導を図るために、財政上、金融上、税制上の支援措置等を記載することができます。また、民間による都市機能の立地を誘導するには、官民の役割分担や民間事業者が活用可能な施策など投資の判断材料を事前明示することが重要である。

○国等が直接行う施策

- 誘導施設に対する税制上の特例措置
- 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置

○国の支援を受けて市町村が行う施策

- 誘導施設の整備
- 歩行空間の整備
- 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策

○市町村が独自に講じる施策

- 民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策
- 市町村が保有する不動産の有効活用施策 等
例）公有地の誘導施設整備への活用
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和
- 民間事業者の活動のための環境整備・人材育成
- 金融機関との連携による支援
- 都市のスポンジ化対策のための制度活用

出典：国土交通省「立地適正化計画の手引き」（令和3年10月）

国等が直接行う施策としては、例えば、誘導施設に対する税制上の特例措置や、都市再生法において規定されている民間都市開発推進機構による金融上の支援措置が存在します。また、国の支援を受けて市町村が行う施策としては、例えば、市町村による誘導施設の整備や歩行空間の整備等のほか、民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策が考えられます。さらに、市町村が独自に講じる施策としては、例えば、民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策や、公共施設の再編や公有地の誘導施設整備への活用等、市町村が保有する不動産（公的不動産）の有効活用施策が考えられます。

このように、市町村が立地適正化計画において様々な施策を事前明示することにより、民間事業者がその中から活用可能な施策を選択することができるようになり、結果として、都市機能の誘導が図られることとなります。

8-2 誘導施策の体系

都市機能誘導・居住誘導・ネットワーク形成の方針を踏まえて、本計画における誘導施策の体系を都市機能誘導、居住誘導、ネットワーク形成ごとに設定します。

1) 都市機能誘導に関する施策

対応する基本方針（ターゲット）

- ① 地域の特性を踏まえた都市核の形成
- ③ 「“健幸”のまち」を目指した、歩いて暮らせるまちづくり
- ④ 低未利用地や空き家、空き店舗の活用による都市活力の向上

誘導施策

■ 文化交流機能の整備

- ・ アブラたかいしの文化ホール及び図書館のリニューアル

■ 高石駅周辺整備事業の推進

- ・ 東西駅前広場周辺の都市計画道路及び街路整備
- ・ 駅前広場及び駅周辺における広場の芝生化や社会実験の実施を通じたウォーカブルな空間整備による居心地のよい歩きたくなるまちなかづくり
- ・ 商業機能等の誘導による賑わい創出のための高石駅高架下空間の整備・活用

■ 羽衣駅周辺整備事業の推進

- ・ 東羽衣駅北用地等の地域資源の活用、並びに民間のノウハウや資金等を用いた官民連携の手法の活用による拠点づくり
- ・ 駅前広場及び駅周辺部のまちなかにおける駅前広場や道路のウォーカブルな空間整備による居心地のよい歩きたくなるまちなかづくり

■ 富木駅周辺整備事業の推進

- ・ 近隣市との開発動向との整合を図りながら、「新技術と環境と居住が融合するまち 富木地域」の実現に向け、まちづくり協議会と連携したまちづくり
- ・ JR 阪和線の立体交差化に向けた駅周辺のまちづくりの検討

■ リノベーションまちづくりの推進

- ・ 令和2年（2020年）実施のリノベーションスクールを起点とした多様な人材発掘とエリアプラットフォーム「公民連携推進協議会」の組成、及びエリアマネジメントの取組

■ 低未利用地の有効活用と適正管理の促進

- ・「低未利用土地権利設定等促進計画制度」を活用した低未利用地の有効活用・適正管理の促進の検討
- ・立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）による低未利用地の有効活用の検討

■ 規制緩和等によるオープンスペース活用に向けた検討

- ・都市核周辺のウォークアブルな環境づくりに向けてのオープンスペース活用と活用の充実に向けた規制緩和等の方策の検討

■ 税制支援

- ・民間事業者による誘導施設の整備に対する税制上の特例措置（買換特例や所得税軽減等）による支援

■ 金融支援

- ・（一財）民間都市開発推進機構による金融上の支援措置（事業者に対する支援限度額の引き上げ）による支援

■ 立地適正化計画に基づく「届出・勧告」制度の活用

- ・「届出・勧告」制度を活用した誘導施設の立地状況の把握と管理、並びに都市機能誘導区域内への誘導施設の立地誘導

2) 居住誘導に関する施策

対応する基本方針（ターゲット）

- ② 駅を中心とした居住地域の維持
- ④ 低未利用地や空き家の活用による都市活力の向上

誘導施策

■ 低未利用地の有効活用と適正管理の促進

- ・「低未利用土地権利設定等促進計画制度」を活用した低未利用地の有効活用・適正管理の促進の検討
- ・立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）による低未利用地の有効活用の検討

■ 立地適正化計画に基づく「届出・勧告」制度の活用

- ・「届出・勧告」制度を活用した誘導施設の立地状況の把握と管理、並びに都市機能誘導区域内への誘導施設の立地誘導

■ 転入者に対する支援

- ・空き家バンク制度の活用及び空き家バンクを活用した賃貸借契約・空き家改修・空き家購入に対する支援
- ・市内在勤者の定住促進に向けた固定資産税の軽減による住宅の新築や購入の支援

3) ネットワーク形成に関する施策

対応する基本方針（ターゲット）

- 2 駅を中心とした居住地域の維持
- 3 「“健幸”のまち」を目指した、歩いて暮らせるまちづくり

誘導施策

■ 高石駅周辺整備事業の推進【再掲】

- ・ 東西駅前広場周辺の都市計画道路及び街路整備
- ・ 駅前広場及び駅周辺における広場の芝生化や社会実験の実施を通じたウォーカブルな空間整備による居心地のよい歩きたくなるまちなかづくり
- ・ 商業機能等の誘導による賑わい創出のための高石駅高架下空間の整備・活用

■ 羽衣駅周辺整備事業の推進【再掲】

- ・ 東羽衣駅北用地等の地域資源の活用、並びに民間のノウハウや資金等を用いた官民連携の手法の活用による拠点づくり
- ・ 駅前広場及び駅周辺部のまちなかにおける駅前広場や道路のウォーカブルな空間整備による居心地のよい歩きたくなるまちなかづくり

■ 富木駅周辺整備事業の推進【再掲】

- ・ 近隣市との開発動向との整合を図りながら、「新技術と環境と居住が融合するまち 富木地域」の実現に向け、まちづくり協議会と連携したまちづくり
- ・ JR 阪和線の立体交差化に向けた駅周辺のまちづくりの検討

■ 自転車ネットワーク形成の推進

- ・ 自転車や歩行者がともに安全に通行できる利便性の高い環境づくりに向けた市域内の国道や府道及び市道が連続する自転車ネットワーク路線を対象とする自転車通行帯などの環境整備
- ・ 自転車交通のルールの周知、交通安全運動等のマナー向上の取組を図ることによる自転車ネットワーク形成に向けた安全・安心な自転車利用の促進

■ （都）南海中央線の整備推進

- ・ 歩行者ネットワークの形成に向けた、歩行者が安全、快適に通行できる（都）南海中央線の整備推進

■ 規制緩和等によるオープンスペース活用に向けた検討【再掲】

- ・ 都市核周辺のウォーカブルな環境づくりに向けてのオープンスペース活用と活用の充実に向けた規制緩和等の方策の検討

■ 福祉バス運行事業等の充実

- ・ 障がい者や子育て層の方の安全・安心な移動機能の確保に向けた運行ルート及びダイヤの継続的見直しと充実、ICT 技術を活用したオンデマンド交通システムの検討、移動困難者に対する交通手段の充実の検討

8-3 誘導施策の推進に関わる制度

1) 低未利用土地利用等指針

都市のスポンジ化は、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するにあたり、居住や都市機能の誘導に大きな障害となることが懸念されます。

そのため、誘導区域を中心として点在している低未利用地の適切な管理と有効利用の促進を目指して「低未利用土地利用等指針」を示します。

<低未利用土地利用等指針>

空き地・空き家等の低未利用地について、複数の土地の利用権等の交換・集約・区画再編等を通じて一体敷地とすることにより活用促進につながる場合、「低未利用土地権利設定等促進計画」や「立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）」といった制度の活用を検討します。

<利用及び管理指針>

種 別	指 針
利用指針	◆都市機能誘導区域 ・リノベーションによる空き家や空き店舗等の利活用を推奨する。 ・誘導施設とともに、オープンカフェや広場等のまちなかウォークアブルに関する施策と連携し、利用者の利便を高める施設としての利用を推奨する。 ◆居住誘導区域 ・リノベーションによる既存住宅等の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨する。 ・地域コミュニティの活動を促すため、空き地を広場・緑地として利用することや、空き家を集会施設・交流施設として利用することを推奨する。
管理指針	土地・建物所有者等は、近隣住民や地域の居住環境に悪影響を及ぼさないよう、次のような適切な管理を行う。 ・樹木や雑草の繁茂及び病虫害の発生を予防するため、定期的な剪定や除草等を行うこと。 ・ゴミ等の放置、不法投棄、落書きなどを予防するために適切な措置を講じ、衛生上有害な状態や景観を損なわないよう適切な管理を行うこと。 ・建物の腐朽により、倒壊や建築部材の剥落、飛散等しないよう、保安上適切な管理・対策を行うこと。 ・火災や犯罪の温床にならないよう、必要な対策を行うこと。

2) 届け出、勧告等

(1) 届出制度について

特措法第 88 条または、第 108 条の規定に基づき、都市機能誘導区域外または居住誘導区域外において以下の開発行為や建築行為等を行う場合、これらの行為に着手する日の 30 日前までに行為の種類や場所などについて、市長への届出が義務付けられます。また、住宅等の立地の誘導を図る上で支障がある場合、必要に応じて勧告を行う場合があります。

更に、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、施設を休止しようとする日の 30 日前までに、その旨を市長へ届ける必要があります。

届出制度は、都市機能誘導区域外での誘導施設の整備や都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止の動き、居住誘導区域外における住宅開発の動きを把握するために行うものです。

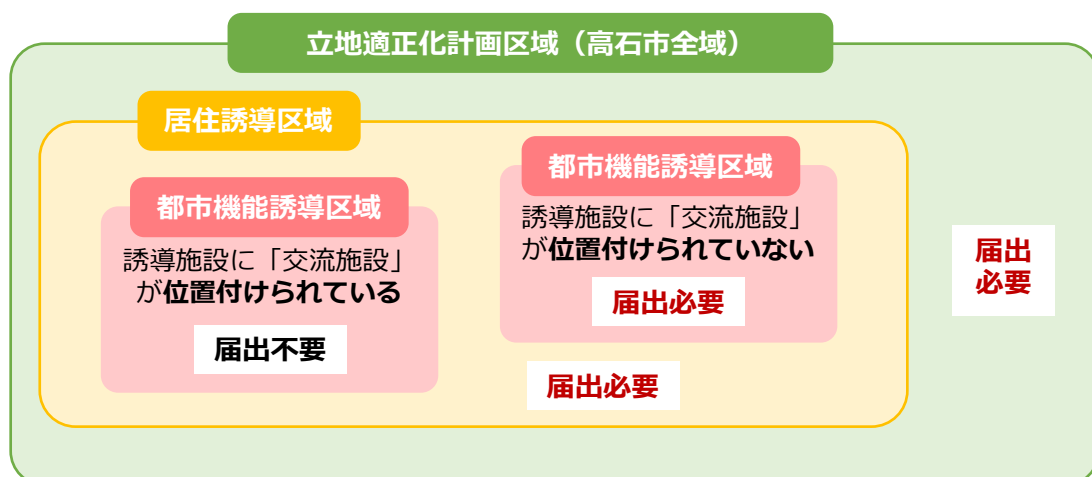
都市のスポンジ化は、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するにあたり、居住や都市機能の誘導に大きな障害となることが懸念されます。

(2) 都市機能誘導区域外における届出・勧告（特措法第108条）届出制度について

【届出の対象となる行為】

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築行為等	■ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ■ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ■ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

【届出のイメージ（誘導施設である交流施設を設置する場合）】



【勧告】

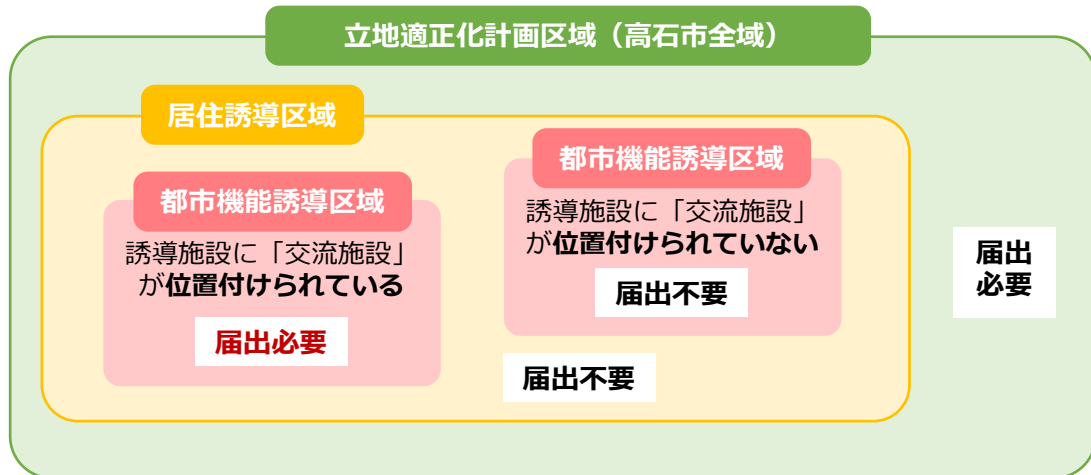
届出に係る行為が誘導施設等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる時は、届出に係る事項について勧告を行う場合があります。

(3) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出及び助言・勧告（都市再生特別措置法第108条の2）

【届出の対象となる行為】

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休廃止しようとする場合

【届出のイメージ（誘導施設の交流施設を休止または廃止する場合）】

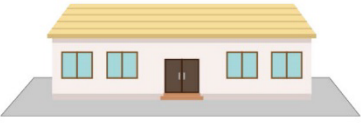
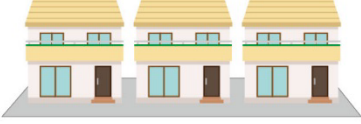


【助言・勧告】

新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、届出に係る誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認められる時は、届出をした者に対して、建築物の存置、その他の必要な助言または勧告を行う場合があります。

(4) 居住誘導区域外における届出・勧告（特措法第 88 条）

【届出の対象となる行為】

開発行為	◆3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 (例) 3戸の開発行為 届出必要  届出必要  ◆1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの (例) 1,300㎡、1戸の開発行為 届出必要  (例) 800㎡、2戸の開発行為 届出不要 
建築行為等	◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合 (例) 3戸の建築行為 届出必要  届出必要  ◆建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 (例) 1戸の建築行為 届出不要 

【勧告】

届出に係る行為が住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる時には、届出に係る事項について勧告を行う場合があります。

9 章 誘導に向けた目標値及び効果、進行管理

9-1 誘導に向けた目標値及び効果

本計画は『歩いて暮らせる、安全に暮らせるまちづくり「健幸」のまち』の更なる魅力向上』を基本的な考え方とし、5つの基本方針を基に誘導施設及び誘導区域を設定しています。

都市機能誘導区域内への誘導施設の誘導、居住誘導区域への緩やかな集住の誘導により、生活利便性の向上・多世代間交流の促進が期待されます。目標年次は当初計画のスタート年次である平成29年度（2017年度）から20年後である令和18年度（2036年度^{※1}）とします。

※1：高石市総合戦略（令和2年（2020年）3月）で示すKPIの値の目標年次である「令和6年度（2024年度）」としているものもあります。

1）都市機能誘導に関する目標値及び効果

目標指標

基本方針 (ターゲット)	目標値			
①地域の特性を踏まえた都市核の形成	都市機能誘導区域内に誘導施設が充足している地区の数	平成 28 年度	令和 6 年度	令和 18 年度
③「“健幸”のまち」を目指した、歩いて暮らせるまちづくり		1 地区	2 地区	3 地区
④低未利用地や空き家、空き店舗の活用による都市活力の向上	創業件数	令和 2 年度	令和 6 年度	令和 18 年度
		10 件	18 件	—



効果指標

項 目	効 果	
居住誘導区域内の人口密度	平成 28 年度	令和 18 年度
	98 人/ha	90 人/ha
	(参考) 何も対策を講じなかった場合、令和 18 年度における居住誘導区域内の人口密度は 74 人/ha ^{※2} となることが予想される。	
市民意識調査における駅周辺の利便性評価	令和 2 年度	令和 18 年度
	2.46 ポイント	2.90 ポイント

※2：平成 27 年国勢調査の人口、並びに国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」の考え方にに基づき算出。

2) 居住誘導に関する目標値及び効果

目標指標

基本方針 (ターゲット)	目標値			
② 駅を中心とした居住地域の維持 ③ 低未利用地や空き家、空き店舗の活用による都市活力の向上	固定資産税減免制度の利用件数	令和 2 年度	令和 6 年度	令和 18 年度
		258 件	1,130 件	3,770 件
	空き家バンクでの契約成立件数	令和 2 年度	令和 6 年度	令和 18 年度
		20 件	100 件 (令和 2～6 年度 までの累計)	340 件 (令和 2～18 年度 までの累計)
	既存ストックのまちづくり活用件数	令和 2 年度	令和 6 年度	令和 18 年度
		0 件	11 件	—



効果指標

項 目		効 果		
居住誘導区域内の人口密度		平成 28 年度	令和 18 年度	
		98 人／ha	90 人／ha	
		(参考) 何も対策を講じなかった場合、令和 18 年度における居住誘導区域内の人口密度は 74 人／ha※ ¹ となることが予想される。		
20～39 歳までの転入者		平成 30 年度	令和 6 年度	令和 18 年度
		1,153 人	1,250 人	1,250 人
市民意識調査における定住意向	市民意識調査の定住意向の設問の選択肢「住み続けたい」、「どちらかといえば、今のまま住み続けたい」、「市内によい住宅物件があれば、転居して住み続けたい」の合計の回答割合	令和 2 年度	令和 18 年度	
		80.4%	85.0%	

※ 1 : 平成 27 年国勢調査の人口、並びに国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」の考え方にに基づき算出。

3) ネットワーク形成に関する目標値及び効果

目標指標

基本方針 (ターゲット)		目標値		
②駅を中心とした居住地域の維持	駅前ウォーカブル空間の活用件数	令和2年度	令和6年度	令和18年度
		0箇所	2箇所	3箇所
③「“健幸”のまち」を目指した、歩いて暮らせるまちづくり(再掲)	自転車通行空間の整備率	令和2年度	令和6年度	令和18年度
		35.6%	44%	82%
	健幸ウォーキング参加者数	令和2年度	令和6年度	令和18年度
		49,075人	50,000人	62,000人
	福祉バスの利用者数	令和元年度		令和18年度
		67,266人		現状維持



効果指標

項 目		効 果		
消費行動における交通手段の自動車利用の割合		令和 2 年度	令和 18 年度	
		48.5%	現状値より低減	
医 療 費 抑 制 額	歩いて暮らせるまちづくりが進展し、まちなかで歩く市民が増えることによる医療費の抑制額	令和 2 年度	令和 6 年度	令和 18 年度
		0 円	1 億 900 万円	2 億 5,000 万円※1
一日当たりの平均歩行数		令和 2 年度	令和 18 年度	
		52.9 分※5	62.0 分	

※1：国土交通省「まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量（歩数）調査のガイドライン」（平成29年3月）に示される医療費抑制効果の原単位（1日1歩あたりの医療費抑制効果0.045～0.061円／歩／日）より以下の通り算出。

経年的な調査による歩行の医療費抑制効果：0.045～0.061円／歩／日^{※2}

令和18年度では令和2年度より1,000歩／日の一日あたり平均歩行数が増加することを目指すことから、1年間の医療費額は2億5,000万円となる。

0.045円／歩／日×365日（1年間）×1,000歩（増加歩行数）×15,357人（令和18年本市高齢者推計人口）

※2：1日10分間の歩行（1,000歩）により1,341円／月の医療費抑制効果^{※3}より試算^{※4}

※3：辻一郎、平成27年、「健康長寿社会を実現する－「2025年問題」と新しい公衆衛生戦略の展望」、大修館書店、p.p.90～152

※4：医療費抑制効果を1日1歩あたりの原単位として国土交通省により算出

※5：令和2年に実施した市民アンケート調査において得られた、日常生活における1日当たりの平均歩行時間52.9分

4) 防災に関する目標値及び効果

目標指標

基本方針 (ターゲット)	目標値			
		令和2年度	令和6年度	令和18年度
③安全・安心な都市 の形成に向けた防 災まちづくり	災害に強い戸建て 住宅の申請数	159 件	580 件	2,260 件
	防災機能を有する 都市公園等の整備	2 箇所	2 箇所	3 箇所
	多数の者が利用す る建築物の耐震化 率	平成30年度	令和7年度	令和18年度
		78%	95%	95%



効果指標

項 目	効 果	
	令和元年度	令和18年度
市民意識調査における安全性の取組に対する評価 ＜「防災拠点や避難場所の整備」に対する評価＞	2.43 ポイント	2.90 ポイント

9-2 誘導に向けた進行管理

本計画は、令和13年度（2031年度）を目標とし長期的な視野に立って継続的に取り組むものであるため、その間には、施策の進捗状況や社会経済状況の変化も予想されます。このため、本市による自己評価と都市計画に関し専門性・中立性を有する高石市都市計画審議会における第三者評価を行い、評価結果を踏まえ、上位計画や関連計画などの見直しとの整合を図りながら、必要に応じて本計画の見直しを行います。

【PDCAサイクルによる進行管理イメージ】

